

草津市が考える幼保一体化の捉え方
(中間まとめ)

平成24年3月

草津市立保育所・草津市立幼稚園
草津市子ども家庭部幼児課

—目 次—

はじめに	1
第1章 草津市の上位計画等との関係	2
1. 草津市総合計画における位置づけ	2
2. 次世代育成基本計画における位置づけ	3
3. 教育振興基本計画における位置づけ	4
4. 上位計画等から読み取れる課題	6
第2章 草津市の現状と課題	7
1. 少子化の状況	7
2. 保育所・幼稚園等の状況	7
(1) 草津市の現況	7
(2) 認可保育所	9
(3) 幼稚園	12
3. 在籍児童数の推移から読み取れる傾向や課題	14
第3章 国の「子ども・子育て新システム」の動向	15
1. 議論の経過	15
2. 決定した重要事項等	15
3. 実現の見込み	16
第4章 今後の議論の方向性	17
1. 今後の議論の方向性	17
第5章 幼保一体化に向けた取組みの充実	19
1. 「幼保一体化ワーキング部会」の立ち上げ	19
2. 「幼保一体化ワーキング部会」における会議の内容	19
(1) 研修体制と人材育成	19
(2) 幼保一体化に向けた保育実践交流研修	20
3. 就学前の子どもを取り巻く現状と課題	22
4. 就学前の子どもを取り巻く課題の解決に向けて	22
5. 幼稚園・保育所が果たしてきた役割	22
6. 幼稚園・保育所が果たすべき役割	23
第6章 議論のなかから見えてきたもの	24
1. 幼稚園・保育所が共通で取り組む基本方針	24
方針1 教育・保育内容の充実と統合化	24
方針2 子育て支援機能の強化	25
方針3 小学校教育との接続と連携の推進	25
方針4 教員・保育士の資質や専門性の向上	26
《資料1》幼稚園・保育所が共通で取り組む基本方針と施策（体系図）	27
《資料2》草津市立幼稚園・保育所研修体制	28

はじめに

乳幼児期は子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。子どもたちは、生活や遊びの中でさまざまな体験を積み重ね、人として社会で生きていくための、最も基本となることを会得していきます。この重要な乳幼児期に、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されること、それぞれの子どもがその良さや可能性を伸び伸びと発揮すること、人の気持ちを理解し、互いを認め合い共に生きることができるようになること、このような子どもの健やかな育ちはすべての大人や社会の願いであります。

このような過程において、乳幼児期の子どもの育ちに直接影響を与える幼稚園および保育所に求められる役割と責任は大きく、すべての就学前の子どもに豊かな育ちと学びを保障していくことが求められています。

本市では、「子ども・子育て」施策の充実を図るため、平成23年度に子ども家庭部および幼児課を創設し、幼児教育と保育の一体的な提供を推進する取り組みをスタートさせました。幼児課では、公立の幼稚園・保育所職員の代表で構成する「幼保一体化ワーキング部会」を立ち上げ、研修の充実・人材育成の体制作りなどの検討および幼稚園と保育所の良さと課題の整理に努めるとともに、平成24年度以降における幼稚園教員と保育士の人事交流（異動）を視野に入れ、幼稚園・保育所相互の保育実践交流研修を実施してきました。

「幼保一体化ワーキング部会」において、それぞれの研鑽の歴史から得られた成果や実践を議論し合う中で、双方の法体系の位置づけ、また設置目的や機能などの制度上の様々な違いから、それぞれの取り組みに特性があること、また相互の実践から学び合うことで見直しが必要な点があることなどが徐々に整理されてきました。

今後も、本市の就学前の子どもたちの現状と課題や「すべての子どもの健やかな育ち」への願いを幼稚園・保育所が共有し、子どもの視点からどのような教育・保育が望ましいのか、幅広い視点から丁寧に議論を継続、積み上げていくことが重要であると「幼保一体化ワーキング部会」において確認されました。

国で進められている幼保一体化への円滑な移行も見据えながら、今できることとして、小学校入学までの子どもたちが同じ質の高い教育・保育を受けられるよう幼稚園・保育所の教育・保育の充実と幼稚園教員・保育士の資質向上を重点課題として取り組んでいくこととしました。

以上のような「幼保一体化ワーキング部会」における議論を踏まえ、幼保一体化に向けて方向性を示すものとして「草津市が考える幼保一体化の捉え方(中間まとめ)」をとりまとめました。

第1章 草津市の上位計画等との関係

「草津市が考える幼保一体化の捉え方(中間まとめ)」のとりまとめにあたっては、草津市総合計画をはじめとする上位計画等と、特に施策の方向性についての整合性を図っていく必要がある。したがって、本市の総合的な計画として「第5次草津市総合計画」、子育て分野の計画として「草津市次世代育成支援対策地域行動計画〔後期計画〕」、教育分野の計画として「草津市教育振興基本計画」について、それぞれにおける就学前教育の位置づけと方針内容について検討していくものとする。

1. 草津市総合計画における位置づけ

平成22(2010)年度から平成32(2020)年度までの間、草津市のまちづくりの基本となる「第5次草津市総合計画」においては、分野別に体系化した4つの柱の一つに「『安心』が得られるまちへ」があり、そのなかに「子ども・子育て」の項目がある。「子ども・子育て」に関しては、“学びの基礎となる体力や豊かな情操、道徳性を培うために幼稚園、保育所(園)において就学前の子どもの教育・保育を実施している”との現況があり、“就学前の教育の充実を図るために、幼保が連携し、教育・保育の取り組みの統一を図る必要がある”といった課題がある。

これらの現状や課題を踏まえ、“未就学の子どもに対して必要な保育・発達支援と適切な教育を提供し、併せて家庭が子育て期に安心して仕事と子育てを両立できるよう支援する”と謳う「就学前教育・保育の充実」との基本方針を掲げている。また、それらを具現化するものとして、①就学前教育の充実、②保育サービスの充実、④保育所(園)・幼稚園の施設整備、の各施策があり、それぞれの概要は次のとおりである。

①就学前教育の充実

幼稚園と保育所の連携を促進し、発達に応じた細やかな心配りのもとでの子どもの育成、また、子どもそれぞれの人間形成の基礎づくりとなる様々な体験活動の充実に努める。

②保育サービスの充実

多様な保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図るとともに、その質の向上に努める。

④保育所(園)・幼稚園の施設整備

多様化する保育需要に応えるための施設整備と、安全で安心な保育環境の充実に努める。

なお、②保育サービスの充実は、平成22(2010)年度から平成24(2012)

年度までの第1期基本計画期間内の実施を想定する「リーディングプロジェクト」と位置づけられている。

2. 次世代育成基本計画における位置づけ

全国的に少子高齢化が急進する中で、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子育て中の親や子どもを支援する次世代育成に関する施策の推進が図られることとなった。そこで、草津市では、明日を担う子どもたちが未来に夢をもち、思いやりと豊かな心を持って育ててほしいとの思いから、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画期間とする「草津市次世代育成支援対策地域行動計画」（以下「前期計画」という。）を、平成17年3月に策定した。

しかしながら、「前期計画」の策定から5年が経過することや、平成22年度からスタートする「第5次草津市総合計画」との整合性を図る必要があることから、より効果的な子育て事業を展開することを目的として、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とする「草津市次世代育成支援対策地域行動計画〔後期計画〕」（以下「後期計画」という。）を、平成22年3月に策定した。

◎基本理念

すべての子どもの人権が尊重され、夢や希望を持って個性や可能性を伸ばすことができる環境づくりや、地域社会全体で未来の宝である子どもの健やかな成長を見守り、支援することにより、子どもと大人がともに育ちあうとした「前期計画」の基本理念を引き続き踏襲し、

**子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、
笑顔輝くまち草津**

を目指すこととしている。

◎「後期計画」の視点

「後期計画」では、「前期計画」で取り組んだ事業の評価からみえてきた課題や市民ニーズ調査の結果をふまえ、①子どもの幸せ・成長を育む視点、②親の子育てをサポートする視点、③社会全体で子育て・親育ちを支える視点、④草津市の特性を活かしながら取り組む視点、の4つの視点に立って取り組むこととしている。それぞれの概要は次のとおりである。

①子どもの幸せ・成長を育む視点

子どもの人権と個性、利益を尊重するとともに、子どもの健やかな成長と生活保障の確保を最優先しながら、子育て・子育て支援策を展開する必要がある。

②親の子育てをサポートする視点

子育ての第一義的責任は保護者にあるという基本認識のもと、保護者が子どもと向きあいながら親子の信頼関係を築き、子育てに喜びや楽しさを見出すことができるよう、家庭・保護者の子育て力の向上が求められる。

③社会全体で子育て・親育ちを支える視点

子育ては家庭だけの問題ではなく、子どもの健やかな成長を社会全体で支えることが重要であり、そのためには市民・地域・企業・関係団体・行政等が連携・協力して子育て・親育ちに取り組む必要がある。

④草津市の特性を活かしながら取り組む視点

子育て支援策の展開にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く地域の特性を踏まえ、豊かな自然環境や地域ごとの特徴を活かしつつ、関連する施策との連携を図りながら進める必要がある。

◎リーディングプロジェクト

「後期計画」における基本理念の実現をめざしながらも、「前期計画」の総括や市民ニーズ調査の結果を踏まえ、草津市として今後5年間で重点的に取り組む施策を「リーディングプロジェクト」と位置づけている。この「リーディングプロジェクト」の進展を他事業の推進につなげ、「後期計画」の全体を先導し、計画効果を高めていくことを目指している。

◆「リーディングプロジェクト」には、「親子がともに学べる“^{きょういく}共育”の充実」・

「仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実」・「地域における子育て支援の充実」・「特別な配慮を要する家庭への支援の充実」の4つがある。

◆「リーディングプロジェクト」である「仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実」の主な取り組みとして、「待機児童の解消と多様な保育サービスの充実」が掲げられている。

3. 教育振興基本計画における位置づけ

60年ぶりに改正され、平成18年に施行された教育基本法では、公共精神の尊重、豊かな情操と道徳心の涵養、伝統・文化の尊重等が、従来の理念に加えて新たに教育の目標に位置づけられるなど、新しい教育の基本理念が示されている。同法では、国に教育振興基本計画の策定を義務付け、地方公共団体には、地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定する努力義務を課しており、国は平成20年7月に教育振興基本計画を策定している。

また、核家族化や少子高齢化等、子どもを取り巻く急速な環境の変化は、家庭でのしつけの弱さや教育力の低下等、子どもの育ちに大きな影響を与えており全国的な課

題である。さらに、草津市の子どもたちは、基礎的な知識・理解はよいものの知識・技能を活用する力が弱く、自尊心や規範意識が低いという本市独自の課題等も明らかになってきた。

したがって、草津市の今後を展望するとき、今日までの取り組みの成果を踏まえつつ、市民が満足できる学校教育や社会教育を実現する必要がある。そこで、学校、家庭、地域、行政が互いに協力し、よりよい未来と社会を築く教育の創造と実践に取り組んでいく決意のもとに、平成22年度から10年間にわたって推進する乳幼児期から高齢者までの教育にかかる施策を総合的かつ継続的にまとめた「草津市教育振興基本計画」を、平成22年3月に策定した。

◎基本理念

未来に生きる子どもたちがはつらつとたくましく成長する姿は、家庭には幸福を地域社会には希望をもたらすこととなる。つまり、子どもと教育に力を注ぐことは未来を創ることに繋がり、「子どもが輝く教育のまち」の実現は草津市の重要な目標である。

また、古来より街道文化のまちとして栄え、人と人が出会う宿場町として発展してきた本市は「出会い」と「多様性」が特性であり、教育振興においてもそれらを大切にすることが重要であるため、多様な人やものとの出会いを通して豊かな学びを広げ、誰もが生きがいを感じられる「出会いと学びのまち」の実現を目指すこととしている。したがって、「草津市教育振興基本計画」における基本理念を

子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ

とし、その実現を目指すこととしている。

◎施策の基本方向・目標と施策の展開

基本理念を具現化するための進むべき方向性と考え方を示したものとして、次に示すとおり3つの施策の基本方向があり、それらの基本方向に対して9つの目標を設定している。今後は、この目標の実現に向けて施策を計画的かつ重点的に実施することとしている。

(1)子どもの生きる力を育む

- 目標1：健やかな心と体の育成
- 目標2：生活習慣と社会性の育成
- 目標3：確かな学力の育成

(2)学校の教育力を高める

- 目標4：教職員の指導力の向上

目標 5 : 学校経営の充実・向上

目標 6 : 教育環境の充実

(3) 地域に豊かな学びを創る

目標 7 : 生涯学習・スポーツの充実

目標 8 : 文化・芸術の振興

目標 9 : 地域協働合校の推進

また、平成 22 年度から 10 年間に計画的かつ重点的に実施すべき施策として、「就学前教育の充実」、「教職員研修の充実」、「特色ある教育課程の編成・実施」などが挙げられている。より具体的な内容としては、“希望者全員が就学前施設に入園できるように努める”、“幼稚園と保育所間で就学前教育の内容の統一性を図る”、“保・幼・小の円滑な接続、交流を図る”、“教職員の専門性や指導力向上を図るため、市独自の研修を推進する”、“各学校・園が地域や子どもの実態を踏まえ、特色のある教育課程を編成し、実効性のある取り組みを推進する”等がある。

4. 上位計画等から読み取れる課題

本章においては、草津市の上位計画等における就学前教育の位置づけと方針内容について整理してきたが、そこから読み取れる課題として次の 6 点を挙げるができる。

(1) 待機児童の解消

(2) 就学前教育および教育環境・保育サービスの充実

(3) 幼稚園と保育所の連携や教育内容の統一

(4) 保・幼・小の円滑な接続と交流

(5) 特色ある教育課程の編成や研修体制の構築

(6) 草津市の特性を活かした就学前教育

第2章 草津市の現状と課題

本章においては、草津市の就学前教育を取り巻く現状と課題について、各施設の在籍者等に関する各種統計データを中心に検証していく。

1. 少子化の状況

草津市における就学前児童数（住民基本台帳人口および外国人登録者）は、従来から7,000人台で推移してきたが、平成23年4月当初では7,814人となっている。草津市の就学前児童数のピークは、平成25年度に8,000人を若干越えると思われている。（推計は、草津未来研究所「平成22年度調査研究報告書」29頁における第3パターン〔5年社会増〕による。）

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
就学前児童数	7,438	7,557	7,549	7,511	7,386	7,256	7,182	7,226	7,420	7,647	7,814	8,002
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
就学前児童数	8,031	8,021	7,941	7,560	7,210	6,890	6,625	6,428	6,313	6,213	6,129	6,058

2. 保育所・幼稚園等の状況

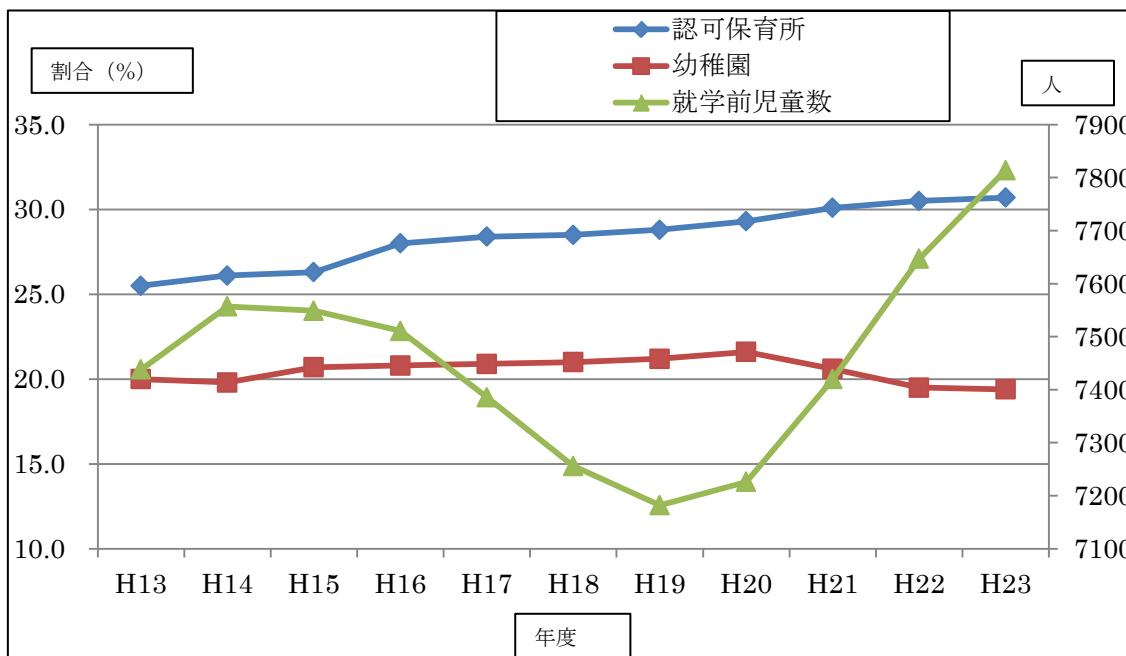
(1) 草津市の現況

次の表は、草津市の0から5歳児数と、市内の認可保育所・幼稚園における定員、在籍者数、および0から5歳児数に対する割合を一覧にしたものである。

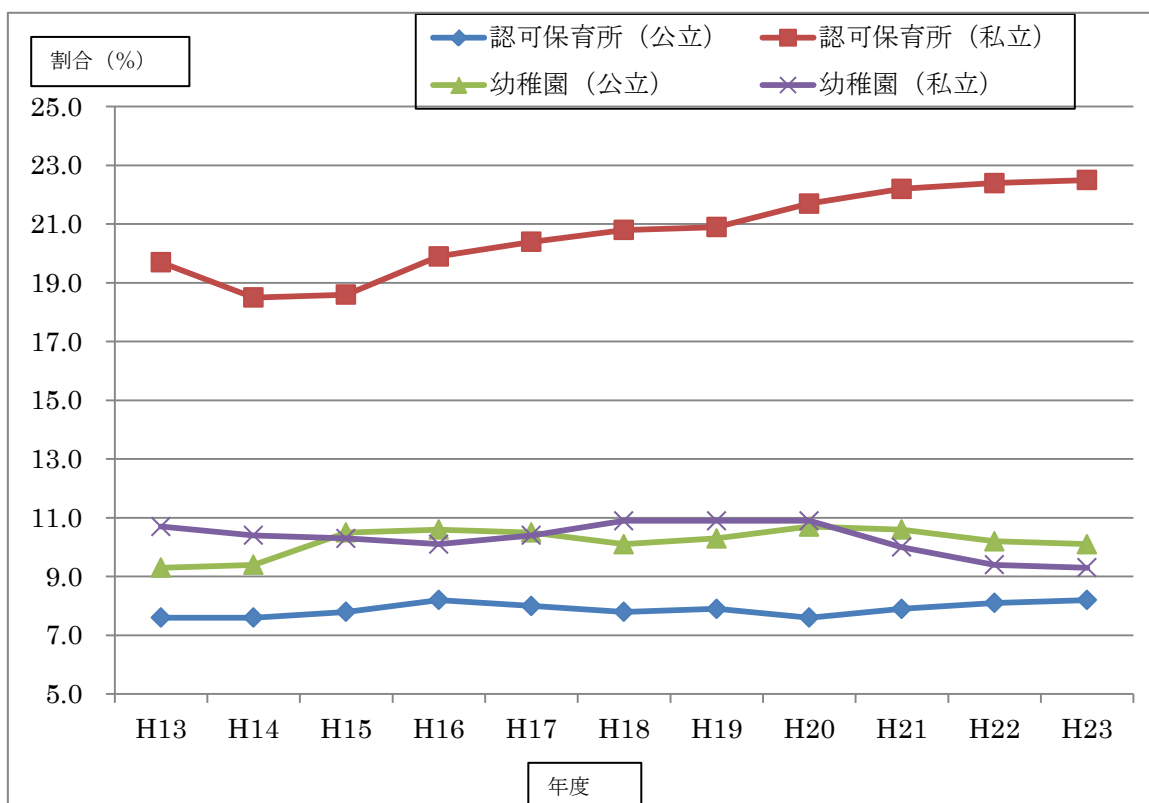
	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
	定員	在籍者数	割合	定員	在籍者数	割合	定員	在籍者数	割合
認可保育所	1,840	1,897	25.5	1,880	1,969	26.1	1,900	1,987	26.3
公立	600	565	7.6	600	572	7.6	600	587	7.8
私立	1,240	1,332	17.9	1,280	1,397	18.5	1,300	1,400	18.6
幼稚園	1,480	1,487	20.0	1,510	1,498	19.8	1,635	1,566	20.7
公立	780	688	9.3	810	713	9.4	935	791	10.5
私立	700	799	10.7	700	785	10.4	700	775	10.3
0～5歳児数	7,438		100.0	7,557		100.0	7,549		100.0
	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	定員	在籍者数	割合	定員	在籍者数	割合	定員	在籍者数	割合
認可保育所	1,960	2,104	28.0	1,960	2,097	28.4	1,990	2,071	28.5
公立	600	612	8.2	600	594	8.0	600	563	7.8
私立	1,360	1,492	19.9	1,360	1,503	20.4	1,390	1,508	20.8
幼稚園	1,790	1,560	20.8	1,790	1,545	20.9	1,825	1,525	21.0
公立	1,040	799	10.6	1,040	778	10.5	1,040	736	10.1
私立	750	761	10.1	750	767	10.4	785	789	10.9
0～5歳児数	7,511		100.0	7,386		100.0	7,256		100.0
	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	定員	在籍者数	割合	定員	在籍者数	割合	定員	在籍者数	割合
認可保育所	2,020	2,068	28.8	2,110	2,120	29.3	2,170	2,236	30.1
公立	600	565	7.9	600	550	7.6	600	588	7.9
私立	1,420	1,503	20.9	1,510	1,570	21.7	1,570	1,648	22.2
幼稚園	1,825	1,525	21.2	1,825	1,564	21.6	1,825	1,530	20.6
公立	1,040	742	10.3	1,040	775	10.7	1,040	785	10.6
私立	785	783	10.9	785	789	10.9	785	745	10.0
0～5歳児数	7,182		100.0	7,226		100.0	7,420		100.0
	平成22年度			平成23年度					
	定員	在籍者数	割合	定員	在籍者数	割合			
認可保育所	2,260	2,330	30.5	2,260	2,397	30.7			
公立	600	620	8.1	600	643	8.2			
私立	1,660	1,710	22.4	1,660	1,754	22.5			
幼稚園	1,825	1,491	19.5	1,825	1,517	19.4			
公立	1,040	776	10.2	1,040	790	10.1			
私立	785	715	9.4	785	727	9.3			
0～5歳児数	7,647		100.0	7,814		100.0			

また、次のグラフは、市内の認可保育所および幼稚園在籍者の0から5歳児（就学前児童）に対する割合を、それぞれ公立・私立に分けて示したものである。

保育所・幼稚園在籍者の就学前児童に対する割合と就学前児童数



保育所・幼稚園の設置主体別在籍者の就学前児童に対する割合



これらの統計データをもとに、草津市における約10年間の認可保育所と幼稚園の就学前児童に対する割合の推移を概観すれば、認可保育所は概ね25パーセントから30パーセント、幼稚園は概ね20パーセント程度であることがわかる。また、認可保育所は増加傾向が継続しており、幼稚園については平成20年度までは微増傾向にあったが、それを境として減少に転じている。

さらに、認可保育所と幼稚園を公立・私立ごとに概観すれば、最も在籍者数の多い認可保育所（私立）は増加傾向が継続しており、認可保育所（公立）は微増傾向が続いている。一方、幼稚園（公立）はほぼ横ばいで推移し、幼稚園（私立）は平成20年度まではほぼ横ばいであるものの、それを境に減少傾向に転じていることが読み取れる。

しかしながら、本市の就学前児童数は平成14年度をピークとして減少傾向を示していたが、近年は、平成19年度をボトム（底）として急増していることに注意しなければならない。

次に、認可保育所、幼稚園ごとの状況を検証することとする。

（2）認可保育所

①入所児童数の推移

認可保育所への入所児童数の状況を概観すれば、おおむね2千人台で推移するものの、その数は増加の一途を辿っている。特に、認可保育所（私立）においては、施設の増改築等により、毎年のように定員の増加を図ってきたが、それでも近年の保育需要に追いついていかない現状がある。

	4月1日現在								
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
定員	1,900	1,960	1,960	1,990	2,020	2,110	2,170	2,260	2,260
入所児童数	1,958	2,069	2,045	2,044	2,055	2,100	2,210	2,317	2,391
待機児童数	19	49	76	77	47	45	44	45	60

②入所希望者の推移

認可保育所への入所希望者の推移を概観すれば、平成20年頃から大きく増加しており、平成23年4月当初では2,557人となっている。認可保育所への入所希望者のピークは平成27年度に2,800人を越えると予想しているが、その後は減少局面に入るものと思われる。（推計は、草津未来研究所「平成22年度調査研究報告

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
入所希望者	1,977	2,118	2,121	2,121	2,102	2,158	2,315	2,444	2,557	2,683	2,758	2,820
年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
入所希望者	2,856	2,780	2,710	2,645	2,597	2,572	2,577	2,587	2,597	2,587	2,582	2,581

書」29頁における第3パターン〔5年社会増〕による。）

次の表は、市内の認可保育所（公立）6園における年齢ごとの在籍状況を、平成13年度、18年度、23年度と5年スパンでまとめたものである。

年度		平成13年度							
園名	定員	在籍児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
草津保育所	90	105	5	15	15	18	29	23	
草津第二保育所	150	119	2	10	24	22	34	27	
第三保育所	120	88	5	8	13	18	25	19	
第四保育所	60	60	0	6	9	13	13	19	
第五保育所	90	87	3	8	14	18	23	21	
第六保育所	90	106	2	15	21	18	25	25	
計	600	565	17	62	96	107	149	134	
年度		平成18年度							
園名	定員	在籍児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
草津保育所	90	102	5	11	13	23	25	25	
草津第二保育所	150	125	4	12	20	31	32	26	
第三保育所	120	87	2	8	12	20	28	17	
第四保育所	60	54	1	5	7	15	13	13	
第五保育所	90	92	2	12	16	17	22	23	
第六保育所	90	103	4	14	20	18	29	18	
計	600	563	18	62	88	124	149	122	
年度		平成23年度							
園名	定員	在籍児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
草津保育所	90	107	7	13	20	22	22	23	
草津第二保育所	150	137	10	24	22	29	26	26	
第三保育所	120	133	7	15	24	33	30	24	
第四保育所	60	52	0	4	9	15	12	12	
第五保育所	90	103	3	11	19	23	26	21	
第六保育所	90	111	8	18	20	21	23	21	
計	600	643	35	85	114	143	139	127	

各年度とも定員は600名であるが、平成13年度および18年度は、定員を上回っている園、下回っている園まちまちであるが、認可保育所（公立）全体では定員を下回っており、在籍児数もほぼ同数である。しかしながら、平成23年度は、草津第二保育所および第四保育所で定員を下回っているものの、他の4園および全体では定員を大きく上回っており、在籍児数も5年前と比較して80名増加している。

一方、年齢別にみても、平成13年度と18年度は大きな差異は認められないが、平成18年度と23年度を比較すると、いくつかの変化が認められる。年齢ごとの増加数（増加率）は、0歳児：17人（94.4%）、1歳児：23人（37.1%）、2歳児：26人（29.5%）、3歳児：19人（15.3%）、4歳児：△10人（△6.7%）、5歳児：5人（4.1%）となっており、0歳児から3歳児までの増加が多くなっていることがわかる。

また、次の表は、市内の認可保育所（私立）12園における年齢ごとの在籍状況を、平成13年度、18年度、23年度と5年スパンでまとめたものである。なお、のみち保育園は平成16年から認可保育所となり、さくら坂保育園は平成20年に新規開園されているため、平成13年度の状況は10園、平成18年度の状況は11園と

年度		平成13年度							
園名	定員	在籍児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
草津保育園	110	112	8	14	20	23	29	18	
あさひ保育園	150	153	3	16	23	32	52	27	
みのり保育園	200	229	14	40	40	41	51	43	
志津保育園	150	167	5	14	20	41	47	40	
すぎのこ保育園	90	105	1	6	20	22	32	24	
あゆみ保育園	210	246	4	34	40	49	57	62	
草津大谷保育園	90	94	1	7	16	29	23	18	
くるみ保育園	90	90	2	4	14	28	19	23	
若草くるみ保育園	120	114	3	13	17	26	27	28	
Purekidsみのり保育園	30	22	9	13	0	-	-	-	
計	1,240	1,332	50	161	210	291	337	283	
年度		平成18年度							
園名	定員	在籍児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
草津保育園	110	120	8	17	21	24	24	26	
あさひ保育園	180	201	9	26	38	41	49	38	
みのり保育園	210	221	21	29	40	43	45	43	
志津保育園	180	187	0	19	30	45	51	42	
すぎのこ保育園	110	117	0	10	19	27	30	31	
あゆみ保育園	210	246	8	31	39	50	62	56	
草津大谷保育園	90	108	1	7	14	32	27	27	
くるみ保育園	90	99	1	3	18	23	32	22	
若草くるみ保育園	120	116	3	13	19	25	30	26	
Purekidsみのり保育園	30	20	5	15	-	-	-	-	
ののみち保育園	60	73	1	10	14	14	17	17	
計	1,390	1,508	57	180	252	324	367	328	
年度		平成23年度							
園名	定員	在籍児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
草津保育園	140	148	8	27	29	31	27	26	
あさひ保育園	180	200	12	26	32	43	44	43	
みのり保育園	240	250	14	43	49	54	50	40	
志津保育園	180	182	6	20	26	43	42	45	
すぎのこ保育園	140	136	7	12	24	32	31	30	
あゆみ保育園	240	256	10	37	40	53	59	57	
草津大谷保育園	90	111	3	11	23	19	25	30	
くるみ保育園	150	163	7	19	30	39	42	26	
若草くるみ保育園	120	118	6	15	16	28	29	24	
Purekidsみのり保育園	30	19	4	15	-	-	-	-	
ののみち保育園	60	70	6	9	14	14	14	13	
さくら坂保育園	90	101	8	12	17	21	22	21	
計	1,660	1,754	91	246	300	377	385	355	

なっている。

総定員は、平成13年度が1,240人、18年度は1,390人、23年度が1,660人と、年を追うごとに増加している。一方、在籍児数は、平成13年度が1,332人、18年度は1,508人、23年度は1,754人であり、平成13年度から18年度の5年間で176人の増（増加率＝13.2%）、平成18年度から23年度の5年間で246人の増加（増加率＝16.3%）となっている。

一方、平成13年度と18年度の年齢ごとの増加数（増加率）を比較すると、0歳児：7人（14.0%）、1歳児：19人（11.8%）、2歳児：42人（20.0%）、3歳児：33人（11.3%）、4歳児：30人（8.9%）、5歳児：45人（15.9%）となっており、全体の増加率が13.2パーセントであることに鑑みれば、特定の年齢に偏ることなく、ほぼ均等に増加していることがわかる。また、平成18年度と23年度の年齢ごとの増加数（増加率）を比較すると、0歳児：34人

(59.6%)、1歳児：66人(36.7%)、2歳児：48人(19.0%)、3歳児：53人(16.4%)、4歳児：18人(4.9%)、5歳児：27人(8.2%)となっており、全体の増加率が16.3パーセントであることに鑑みれば、0歳児から2歳児までの低年齢児の増加が多くなっていることがわかる。

(3) 幼稚園

①幼稚園(公立)の入園者数

幼稚園(公立)の入園者数を概観すれば、概ね700人台で推移しているが、定員割れをおこしている。

	5月1日現在										
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
入園者	688	713	791	799	778	736	742	775	785	776	790
定員	780	810	935	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040

次の表は市内の幼稚園(公立)10園の在籍状況を平成13年度、18年度、23年度と5年スパンでまとめたものである。なお、平成3年から閉園になっていた大路幼稚園と矢倉幼稚園は平成15年から再開園されているため、平成13年度のデータは空白である。

定員は、平成13年度が780人、大路幼稚園と矢倉幼稚園の再開園もあって、18年度および23年度は1,040人まで増加している。一方、在籍児数は、平成13年度が688人、18年度は736人、23年度は790人であり、平成13年度から18年度の5年間で48人の増(増加率=7.0%)、平成18年度から23年度の5年間で54人の増加(増加率=7.3%)となっている。

一方、平成13年度と18年度の年齢ごとの増加数(増加率)を比較すると、4歳児：△11人(△3.0%)、5歳児：59人(18.0%)となっており、全体の増加率が7.0パーセントであることに鑑みれば、5歳児の増加が多い。また、平成18年度と23年度の年齢ごとの増加数(増加率)を比較すると、4歳児：67人(19.2%)、5歳児：△13人(△3.4%)となっており、全体の増加率が7.3パーセントであることに鑑みれば、4歳児の増加が多い。

園名	平成13年度				平成18年度				平成23年度			
	定員	在籍児	4歳児	5歳児	定員	在籍児	4歳児	5歳児	定員	在籍児	4歳児	5歳児
志津	65	78	38	40	130	103	47	56	130	111	57	54
中央	65	85	43	42	65	44	24	20	65	37	17	20
大路	-	0	-	-	65	53	27	26	65	43	21	22
矢倉	-	0	-	-	130	94	42	52	130	98	51	47
老上	130	88	55	33	130	84	38	46	130	145	80	65
玉川	130	94	49	45	130	110	50	60	130	105	54	51
山田	65	67	34	33	65	32	20	12	65	47	23	24
笠縫	130	88	48	40	100	67	33	34	100	66	37	29
笠縫東	130	144	73	71	160	125	56	69	160	107	59	48
常盤	65	44	20	24	65	24	12	12	65	31	17	14
計	780	688	360	328	1,040	736	349	387	1,040	790	416	374

また、平成23年度の状況として、本市の幼稚園（公立）10園のうち中央・大路・山田・常盤の各幼稚園においては、4歳児・5歳児のクラスとも単級（1クラス）である。平成13年度・18年度・23年度の在籍状況表において、最も少ないクラスは12名であるが、今後も継続的にそういった状況が続いていく場合は、就学前教育施設としての教育的な意義から、適正規模のあり方について検討が必要になると思われる。

②幼稚園（私立）の入園者数

幼稚園（私立）の入園者数は概ね700人台で推移しており、平成20年度までは、概ね定員以上の入園があったが、平成21年度からは定員割れをおこなっている。

	5月1日現在										
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
入園者	799	785	775	761	767	789	783	789	745	716	727
定員	700	700	700	750	750	785	785	785	785	785	785

次の表は市内の幼稚園（私立）4園の在籍状況を平成13年度、18年度、23年度と5年スパンでまとめたものである。

定員は、平成13年度が700人、18年度および23年度は785人まで増加している。一方、在籍児数は、平成13年度が799人、18年度は789人、23年度は727人であり、平成13年度から18年度の5年間で10人の減少（増加率＝△1.3%）、平成18年度から23年度の5年間で62人の減少（増加率＝△7.9%）となっている。

一方、平成13年度と18年度の年齢ごとの増加数（増加率）を比較すると、3歳児：34人（16.1%）、4歳児：△15人（△5.2%）、5歳児：△29人（△9.8%）となっており、全体の増加率が△1.3パーセントであることに鑑みれば、3歳児の増加および4歳児・5歳児の減少が著しい。また、平成18年度と23年度の年齢ごとの増加数（増加率）を比較すると、3歳児：16人（6.5%）、4歳児：△28人（△10.1%）、5歳児：△50人（△18.7%）となっており、全体の増加率が△7.9パーセントであることに鑑みれば、3歳児の増加および4歳児・5歳児の減少が著しいことがわかる。

園名	平成13年度					平成18年度					平成23年度				
	定員	在籍児	3歳児	4歳児	5歳児	定員	在籍児	3歳児	4歳児	5歳児	定員	在籍児	3歳児	4歳児	5歳児
信愛	140	174	33	70	71	175	173	43	70	60	175	137	58	45	34
草津	200	244	62	86	96	200	216	73	69	74	200	203	79	61	63
若竹	200	188	50	67	71	200	180	52	65	63	200	156	47	62	47
草津カリッパ	160	193	66	68	59	210	220	77	72	71	210	231	77	80	74
計	700	799	211	291	297	785	789	245	276	268	785	727	261	248	218

3. 在籍児童数の推移から読み取れる傾向や課題

本章においては、各施設の在籍者数の推移から読み取れる草津市の幼稚園や保育所（園）に係る現状を分析してきたが、そこから読み取れる傾向や課題として次の5点を挙げることができる。

- (1)本市の未就学児数は平成14年度をピークとして減少傾向を示していたが、近年は、平成19年度をボトム（底）として急増している。
- (2)しかしながら、本市の就学前人口のピークは平成25年度であり、その後は減少していくと見込まれる。
- (3)認可保育所は増加傾向が継続しており、幼稚園については平成20年度までは微増傾向にあったが、それを境として減少に転じている。
- (4)認可保育所においては、0歳児から3歳児までの低年齢児の増加が多くなっている。
- (5)幼稚園（公立）においては経常的に定員割れが生じている園と園児が急増している園があり、地域間において較差が見られる。幼稚園（私立）においては4・5歳児の減少に対して3歳児の増加が見られる。

第3章 国の「子ども・子育て新システム」の動向

第1章および第2章において、草津市における就学前教育を取り巻く状況について検討してきた。現在、国においては「子ども・子育て新システム」について議論されており、その動向は草津市としても関心があり、かつ尊重する必要があると考えている。したがって、本章においては、「子ども・子育て新システム」の内容等について確認しておく。

1. 議論の経過

親の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないように子どもの最善の利益を考慮し、幼児期の学校教育・保育の充実と向上が必要であるが、子どもの育ちや子育てをめぐる現実には厳しいと、国は認識している。そのため、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、かつては家庭や地域が担っていた子育てに関する支えあいの機能等が低下していることを踏まえ、これらの機能を新しい形で再生させる仕組みが必要であり、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けた「子ども・子育て新システム」の構築を目指している。

そのため、国においては、平成22年1月に「子ども・子育て新システム検討会議」を開催し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討を開始した。その後、平成22年6月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が取りまとめられ、各ワーキングチームでの35回もの議論を経て、平成23年2月13日に「子ども・子育て新システムの基本制度取りまとめ」が公表された。これを受け、政府は、平成24年3月2日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を定めた。この基本制度に基づき、法案を作成し、平成24年1月24日から平成24年6月21日まで開催される国会（第180回通常国会）に関連法案を提出する予定である。

2. 決定した重要事項等

今回の「子ども・子育て新システムに関する基本制度」最終案の主なポイントは次の5点である。

- ①学校教育・保育および家庭における養育支援を一体的に提供する（仮称）総合こども園が創設され、満3歳以上児は受入が義務付けられる。
- ②保育所の大半は、3年かけて（仮称）総合こども園に移行されるが、幼稚園は施設の判断により現行のまま存続することも可能。
- ③保育の量的拡大を図るため、質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、株式会社、NPO等の多様な事業主体の参入を認めるとともに、小規模施設による保育サービスを拡充し、利用者がニーズに応じて施設や事業を選択可能。

- ④新システムの実施主体は市町村が担い、市町村は保育の需要量把握や実施の方策等を盛り込んだ（仮称）「市町村新システム事業計画」の策定が義務づけられる。
- ⑤約1兆円（うち消費税は7000億円）の財源を確保し、平成27年度から本格実施する。

3. 実現の見込み

「子ども・子育て新システム」については、恒久財源を得て早期に本格実施することとされており、政府は、平成24年1月24日に開会した今国会（第180回通常国会）に関連法案を提出することを予定している。しかし、「実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得た上で、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめる。」とされており、国・地方の費用負担や事業主負担など、今後決定していく問題についても難航が予想されている。さらに、消費税の引き上げの課題も予断を許さない状況であるため、今後の情勢を注意深く見守る必要がある。

第4章 今後の議論の方向性

「草津市が考える幼保一体化の捉え方（中間まとめ）」のとりまとめにあたって、第1章では上位計画等について、第2章では在籍児童数の推移から読み取れる草津市の就学前教育を取り巻く現状と課題について、第3章では国の「子ども・子育て新システム」の動向について、それぞれ確認および検討を行ってきた。そこで、本章においては、第1章から第3章において浮かびあがる課題等について、今後どのように整理していくのかといった方向性を示していくものとする。

1. 今後の議論の方向性

今般、とりまとめた「草津市が考える幼保一体化の捉え方（中間まとめ）」には、これまでに確認してきた課題等に対する解決策等の方向性をも示していくことが必要になる。

まず、待機児童の解消については、平成23年4月1日現在の草津市の待機児童数が60人になり（平成24年3月1日現在の待機児童数＝138人）、厚生労働省令で示す50人の基準を超えたため、児童福祉法第56条の8第1項の規定により草津市は保育の実施への需要が拡大している市町村（以下「特定市町村」という。）となり、保育実施等の事業の供給体制の確保に関する計画（以下「保育計画」という。）を策定する必要性が生じた。したがって、保育所（園）施設整備をはじめとする具体的な待機児童の解消策については、「草津市が考える幼保一体化の捉え方（中間まとめ）」では触れずに「保育計画」に譲るものとする。

次に、私立幼稚園における3歳児の増加は、本市の公立幼稚園が3歳児保育を実施していないことも一つの要因であると思われる。私立幼稚園が4園とも草津学区・草津第二学区という中心市街地に存在する一方で、同じ立地の公立幼稚園である中央幼稚園や大路幼稚園は、4歳児・5歳児とも単級（1クラス）かつ在籍児童もそう多くない事実がある。さらに、「子ども・子育て新システム」でも、「総合こども園（仮称）」においては、満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障する。」こととされており、草津市でも公立幼稚園の3年制保育の実施を見据えていかなければならない。しかしながら、この課題は私立幼稚園への影響が小さくないことから、有識者、関係者、保護者および市民等の幅広い方々の議論を経て、その対応策を慎重に進めていくことが求められる。

以上のような状況を勘案すれば、中長期的なビジョンに関連する事項や関係者への影響が相当程度に大きい事項は、市職員だけで取りまとめた「草津市が考える幼保一体化の捉え方（中間まとめ）」に盛り込むよりも、学識経験者、幼稚園・保育所の関係者や保護者代表、および公募市民等で構成する委員による「（仮称）幼保一体化検討委員会」を組織し、そこで幅広い議論を経ることが適切であると考えられる。

したがって、「草津市が考える幼保一体化の捉え方（中間まとめ）」においては、就学前教育および教育環境・保育サービスの充実、幼稚園と保育所の連携や教育内容の統一、保・幼・小の円滑な接続と交流、特色ある教育課程の編成や研修体制の構築、および草津市の特性を活かした就学前教育等の、どちらかと言えばソフト面における取り組みを中心とした基本方針を示すものとする。

これらのソフト面における取り組みを中心とした具体的な方針は、第5章において整理していく。

第5章 幼保一体化に向けた取組みの充実

1. 「幼保一体化ワーキング部会」の立ち上げ

草津市では、「子ども・子育て」施策の充実を図るため、平成23年度に子ども家庭部および幼児課が創設され、幼児教育と保育の一体的な提供を推進する途についてである。しかし、国において議論された「子ども・子育て新システム」の動向も、年度当初は不透明であったため、草津市における「子ども・子育て」施策の充実をどのように推進していくかを計画するにあたっては、まず、本市における就学前教育や幼稚園・保育所の現状における課題について確認・整理を行う必要があった。そのため、公立の幼稚園・保育所職員の代表で構成する「幼保一体化ワーキング部会」を立ち上げ、主としてソフト面について議論してきた。

次の表は、幼保一体化ワーキング部会の構成委員を示したものである。

所 属・職	人 数
公立幼稚園長代表	1
公立保育所長代表	1
公立幼稚園教頭・主任代表	1
公立保育所副所長代表	1
子ども家庭部（幼児担当）副部長	1
幼児課長	1
幼児課職員	4

2. 「幼保一体化ワーキング部会」における会議の内容

(1) 研修体制と人材育成

幼稚園と保育所を子ども家庭部幼児課として一括して所管するようになり、人材育成や研修の方法・内容・体制等について、幼稚園教員と保育士で大きく異なっていることが、4月の早い時点で明らかになった。本市の就学前教育の大半を幼稚園と保育所が担っていることや、保・幼・小の連携等を考慮すると、幼稚園教員および保育士の人材育成や研修の方法・内容・体制等は、可能な限り統一的に取り扱うことが重要であり、その実現方策は研修内容の充実と併せて、「幼保一体化ワーキング部会」における議論の中心に据えてきた。

幼稚園においては、県が委嘱する指導員が新規採用教員配置園を訪問し直接指導する園内研修が行われている。その内容は、保育の実践指導はもちろんのこと、園長や教頭に対して直接言えない悩み等も指導員が受け止め、園長や教頭にフィードバックする役割も担い、円滑な人間関係の構築も含めて幼稚園現場における人材育成のスタイルとして確立され、機能している。

一方、保育所においては指導員による個別の新規採用保育士研修は行われていない。そこで、保育所においても、平成24年度から保育指導員（嘱託職員）を雇用し、新規採用保育士の指導を行う予定である。

また、研修体制についても、職階（役職）によって求められる能力・資質・スキル等を整理し、研修を実施する時期や内容についても議論した。それを一覧表にまとめたものが《資料2》「草津市立幼稚園教員・保育士研修体制」である。

（2）幼保一体化に向けた保育実践交流研修

平成24年度以降における幼稚園教員と保育士の人事交流（異動）を見据え、
①幼稚園、保育所の日常業務や保育実践について交流を深め、相互理解を図る
②学んだことを日々の保育実践に生かし、教育・保育の質の向上に努める
ことを目的として、幼稚園と保育所相互の保育実践交流研修に取り組むことにした。

具体的な方法等については「幼保一体化ワーキング部会」で議論したうえ、幼稚園教員が保育所で、保育士が幼稚園で1日の保育を実際に体験するとともに、学んだことや自園・所の取り組みに生かしていきたいことなどを交流園所の職員で話し合う時間をもつという方法で実施した。交流研修を通して、それぞれの取り組みに特性があり意味があること、また自園・所の取り組みを見つめ直し改善していく点もあることに気づくことができた。

例をあげると、幼稚園では、一人ひとりの子どもへの意図的、計画的、継続的な指導には、学級の責任者を明確にすることが有効であると考え担任制をとっている。一方、保育所では早朝、延長、土曜保育実施上、シフト勤務制であることや一人ひとりの子どもに全職員がかかわり、多様な視点で子どもを理解し育てていくという意味から担任交替制をとっている。このような違いを確認するとともに、次のような成果と課題が整理された。今後はこれらを参考に、幼稚園教員と保育士の人事交流（異動）を推進していくこととする。

【成果】

- ・一日の生活の流れや保育の雰囲気、子どもや保護者への関わり方を知ることができた。
- ・各幼稚園・保育所で大切にしているところを保育の実際を通して話し合えた。
- ・安全・衛生面等に対する取り組みや幼児の生活の場や学びの場としての環境構成の違いを見ることができた。
- ・職員体制、勤務体制、学級担任の配置の仕方、会議の持ち方等の違いを知った。
- ・子どもの育ちや課題を共有しながら就学前教育について共に考えることができた。
- ・各幼稚園・保育所が今まで実践してきたことを改めて見直す良い機会となった。

【今後の幼保一体化に向けた課題】

- ・(保) 幼児の主体性や自主性を育む保育のあり方を探る
- ・(保) 指導のねらいや内容を明確にした保育や指導案の工夫
- ・(幼) 健康・安全・衛生管理等への取り組みの充実
- ・(幼) 基本的な生活習慣の定着に向けた取り組みの充実
- ・会議の持ち方、事前資料の活用、子どもの育ちにつながる園内研究の工夫・充実
- ・職員間の連携のあり方(情報交換、共通理解)
- ・保育のねらいや内容に沿った環境構成(落ち着く場として、学びの場として)の工夫
- ・「めざす子ども像」に向けた具体的な指導方法の改善、子育て支援の工夫・充実
- ・幼保合同研修会の充実、保育実践交流研修の継続実施

なお、次の表は、幼保一体化ワーキング部会の会議の経過を示したものである。

回	開催日	内 容
第1回	4月18日(月)	・保育実践交流について
第2回	5月23日(月)	・保育実践交流を実施するにあたっての、留意事項および研修報告について
第3回	6月27日(月)	・幼稚園・保育所における研修体制の現状と課題 ・幼保一体化に向けた幼保の研修体制について
第4回	7月26日(火)	・幼保の研修体制の実現にあたっての課題の整理 ・幼保一体化に向けて求められる幼稚園教員・保育士の資質、専門性、能力について
第5回	8月24日(水)	・保育実践交流の中間とりまとめ
第6回	9月27日(水)	・平成24年度の研修内容と計画について (職階別研修会年間計画・新規採用保育士研修等)
第7回	11月24日(火)	・平成23年度保育実践交流のまとめについて ・「草津市が考える幼保一体化の捉え方(中間まとめ)」のとりまとめに係る課題等の整理と方向性について
第8回	12月19日(月)	・「草津市が考える幼保一体化の捉え方(中間まとめ)」の骨子検討 ・保幼交流研修の実施について
第9回	1月24日(火)	・「草津市が考える幼保一体化の捉え方(中間まとめ)」について ・保幼交流研修のまとめ
第10回	2月16日(木)	・「草津市が考える幼保一体化の捉え方(中間まとめ)」(案)のとりまとめ

3. 就学前の子どもを取り巻く現状と課題

近年、少子化、核家族化、都市化、情報化等の子どもを取り巻く環境の変化により、子ども同士が集団で遊びに熱中し切磋琢磨したり、互いに影響し合って活動したりする機会が減少するなど、様々な体験の機会が失われてきている。それらが、「基本的な生活習慣が十分に身につけていない」、「人とのかかわりが苦手」、「規範意識が十分に育っていない」など、子どもの育ちに少なからぬ影響を及ぼしている。

また、子育てを取り巻く環境を概観すると、「人間関係が希薄で親同士の関わりが少ない」、「年配者の助言を受けることが少ない」、「子育てと就労の両立に悩む人が多い」などの実態があり、子育てに不安や負担感を感じている保護者が増加してきている。

4. 就学前の子どもを取り巻く課題の解決に向けて

就学前の子どもの育ちに係る課題の解決にあたっては、

- ①人とのかかわりや自然とのふれあい等を通して命を大切にし、人の心に共感できる豊かな感性を身につける。
- ②心の通い合う対話ができる言葉の力を身につける。
- ③苦手なことや辛いことも粘り強くやり遂げる経験を積む。

などが、乳幼児期から求められる。

また、保護者に対しては、保護者が子育ての喜びを実感できるとともに、保護者が自らの役割に気づき、自信と責任をもって子育てに取り組めるような支援が求められる。

5. 幼稚園・保育所が果たしてきた役割

今日まで、幼稚園と保育所は、それぞれの目的に応じて機能の充実・整備を図るとともに、それぞれが研鑽の歴史を重ね、草津市における就学前教育に果たしてきた役割は小さくないと自負している。しかしながら、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化を背景に、幼稚園教育要領の改訂と保育所保育指針の改定がなされ、より一層幼稚園・保育所が果たす役割が深化・拡大され、双方が果たす役割や責任が近接してきたのも事実である。

具体的には、幼稚園においては、平成20年の幼稚園教育要領の改訂により、「発達と学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実」が改善事項として示されるとともに、家庭・地域での生活の連続性に理解を深め、「家庭や地域の教育力向上のための地域の幼児教育のセンター的役割を果たすこと」が努力事項とされ、小学校以降の学習を見通した「小学校教育との円滑な接続」が幼稚園教育に位置づけられることとなった。

また、保育所においても、平成20年の保育所保育指針の改定により、「養護と教育を一体的に行うことを特性とすること」や「保育所に入所している子どもの保護者

と地域の子育て家庭への支援等を行うこと」等の役割が明確化されるとともに、「保育課程の編成」が位置づけられ、「小学校との積極的な連携」が留意事項とされた。

6. 幼稚園・保育所が果たすべき役割

このような社会的要請を考えると、幼稚園・保育所の枠組みを超えて、それぞれが培ってきた取り組みの成果や良さを共有し、より広い視野から「質の高い就学前教育」を創り上げていくことが求められる。

そのためには、幼稚園教員および保育士が「子どもの最善の利益」と「生きる力の基礎を培う」という視点で互いの実践をすり合せ、協議を重ね、よりよい教育・保育内容を創り上げていくことにより「質の高い就学前教育」を目指していくことが必要である。

第6章 議論のなかから見えてきたもの

これまでの検討してきたことを踏まえ、幼稚園と保育所の連携をさらに推進し、草津市の子ども達の現状と課題、そして「すべての子ども達の健やかな育ち」への願いを共有することにより、教育・保育の充実に向けて共に取り組んでいくという方向性が明らかになった。

したがって、「草津市が考える幼保一体化の捉え方（中間まとめ）」では、幼保一体化への移行を見据えて、幼稚園・保育所の教育・保育の質の向上と幼稚園教員・保育士の資質向上を重点課題として、取り組むべき基本方針と施策を示していくものとする。

1. 幼稚園・保育所が共通で取り組む基本方針

草津市が目指す就学前教育の実現のために、本市の現状と課題を踏まえ、幼稚園・保育所が共通で取り組む基本方針として、

1. 教育・保育内容の充実と統合化
2. 子育て支援機能の強化
3. 小学校教育との接続と連携の推進
4. 教員・保育士の資質や専門性の向上

の4つとする。

方針1 教育・保育内容の充実と統合化

(1) 教育・保育内容の統合化

本市の子ども達の現状と課題を踏まえ、各年齢の発達段階に応じた「育てたい力」や共通で取り組んでいく「ねらいや内容」を示す「(仮称)乳幼児教育指針」を策定し、幼稚園・保育所の教育・保育内容の統合化を図る。

(2) 特色ある教育・保育課程の編成と実施

「(仮称)草津市乳幼児教育指針」に基づきながら、各幼稚園・保育所が地域や子ども達の実態を踏まえ、特色ある教育・保育課程を編成し、実効性のある取り組みを実施する。

(3) 教育・保育の質の向上につなげる評価の充実

教育・保育実践を多様な視点で振り返り改善につなげていく自己評価、関係者評価、第三者評価等に積極的に取り組み、組織的かつ継続的に質の高い教

育・保育を作り上げていくシステムを構築する。

方針2 子育て支援機能の強化

(1) 家庭教育に関する学習の機会の提供と充実

一人ひとりの保護者が家庭を見つめなおし、その役割に気づき自信をもって子育てに取り組めるよう、家庭教育に関する学習機会の提供を行い家庭の教育力の向上を図る。

(2) 子育て相談・親支援の充実

子育て相談を充実したり、保護者同士が子育ての経験を交流し合える場を設けたりして、子育てに関する悩みや不安を軽減し、安心して子育てに取り組めるようにする。

(3) 子育て情報の発信

保護者が子どもの発達の道筋や子どもへのかかわり方などの理解を深め、良好な親子関係づくりが築けるよう、あらゆる機会を通じて啓発するとともに子育てに関する情報を発信していく。

(4) 特別な配慮を必要とする子どもと家庭への支援の充実

発達に支援を必要とする子どもや虐待の疑いや養育が困難な家庭に対して関係機関と連携し、きめ細やかな支援に取り組む。

方針3 小学校教育との接続と連携の推進

(1) 小学校教員との合同研修会の実施

子どもの発達と学びの連続性を図るために、幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士による合同の研修会、保育・授業参観等の交流を行い、情報の共有やそれぞれの教育課程や保育課程について理解を深める。

(2) 幼児児童の交流の促進

幼児が小学校生活に期待感をもち、一人ひとりが生き活きと自分らしさを発揮できるようにするために、小学校における体験入学や幼児と児童と一緒に遊ぶ等の交流を促進する。

(3) 小学校教育と連続性・一貫性をもった教育課程・保育課程の編成

遊びを通して学びの基礎を育む幼児期から、教科学習を中心とする小学校以降の教育に円滑に移行できるように、小学校教育との連続性・一貫性をもった教育課程・保育課程の編成について市教育委員会と連携し検討していく。

方針4 教員・保育士の資質や専門性の向上

(1) 保育実践交流および人事交流の実施

幼稚園・保育所の取り組みについて相互理解と連携を深めるために、保育実践交流を継続実施するとともに、平成24年度から計画的に人事交流を実施していく。

(2) 幼稚園教員・保育士の合同研修の充実

幼稚園教員・保育士ともに、乳幼児を取り巻く環境の変化や今日的な課題に対応できる資質向上を図るため、研修の目的を明確化して効果的な合同研修会を実施する。

(3) 園内研修・園内研究の充実

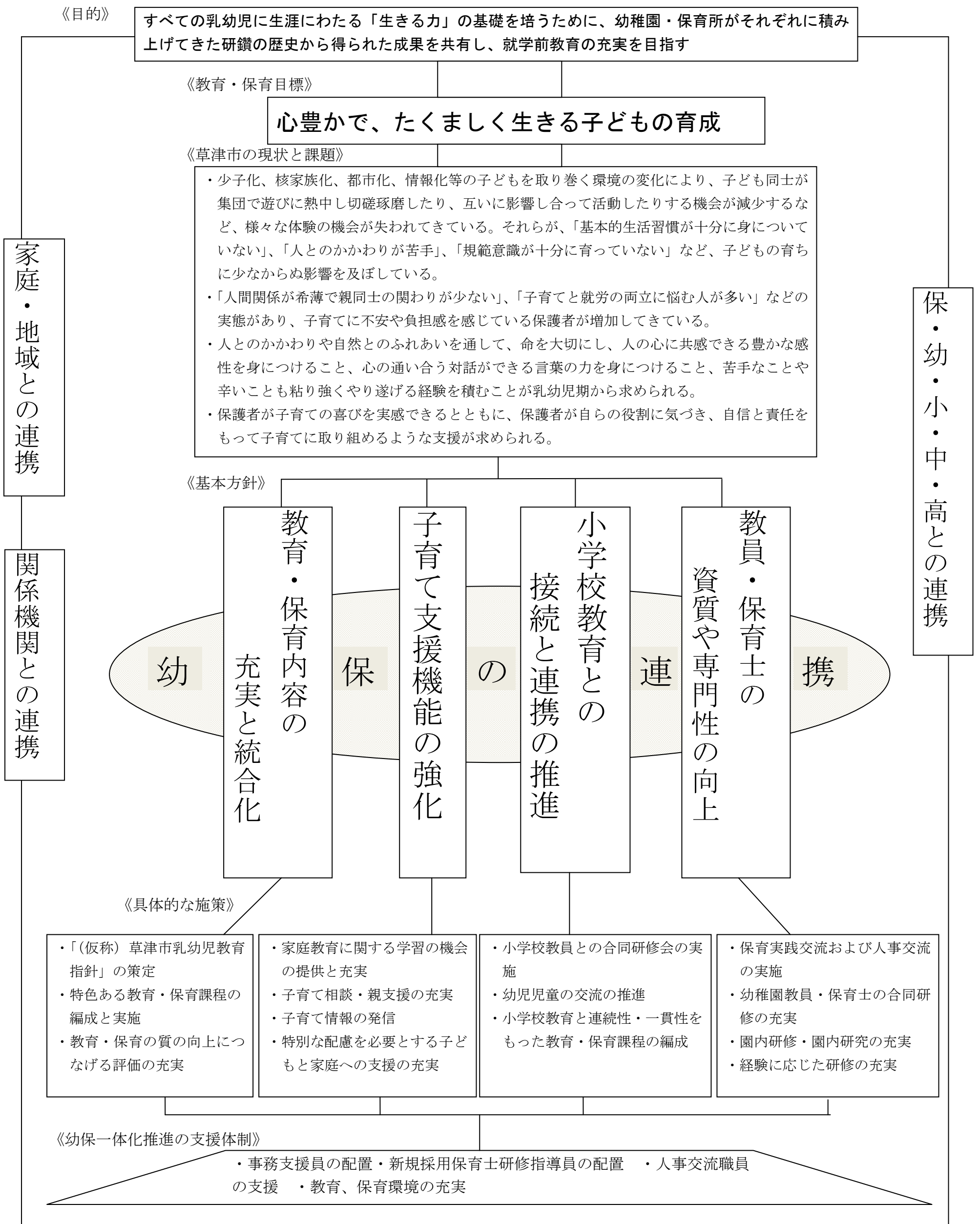
子どもを理解する力や保育を構築する力などの指導力を高めるために、公開保育を通した園内研修の工夫や各園所の教育・保育目標や運営方針と関連づけた園内研究の充実を図る。

(4) 経験に応じた研修の充実

それぞれの年齢や経験に応じて習得すべき知識や専門性を身につけられるよう年齢や経験年数に応じて研修すべき内容を体系化し、中長期的な見通しをもって人材育成を推進し、組織力の向上を図る。

《資料 1》 次の図は幼稚園・保育所が共通で取り組む基本方針と施策を体系化したものである。

《体系図》



職階 (役職)	幼稚園教員・保育士の年齢や経験に応じて求められる資質・能力・専門性			幼稚園教員・保育士研修																			
	保育実践	経営的資質	組織性	職場外研修	幼児課研修	園所内研修	自主研修																
所長 園長	<ul style="list-style-type: none"> 組織としての実践の評価 教育・保育課程の策定と評価 地域との協働体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 社会の動向把握、変化の理解 リスクマネジメント 安全管理 (不審者対応、災害時対応) 園、所評価と改善 	<ul style="list-style-type: none"> リーダー的職員への助言・指導 教育・保育目標の設定と評価 園内研修計画の策定と評価 	園長運営等協議会 (2回)	所長研修会・施設運営管理研修会 (2回)	園長・所長合同研修 (2回)	副所長・教頭・主任合同研修 (1回)	県教委・県総合教育センター・県保育協議会・市教育研究所・各種研究団体等主催の研修会 人権教育研修・健康指導管理研修・保育内容研修・障害児保育・特別支援教育研修・ 幼小連携研修・普通救命講習・乳児保育研修・遊具点検研修・SIDS研修・	保育研究・事例研究・人権教育・乳児保育の理解と実践・特別支援教育・個人情報管理・ 保育指導計画、指導案の作成・諸帳簿の記入と管理・保護者と地域の連携・保健安全指導・接遇・教材研究	保育技術スキルアップ・教材開発・情報収集													
副所長 教頭・主任	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援事業の創設 科学的、理論的根拠に基づいた保育実践 実践的研究の推進 小学校との相互理解と連携 保護者への相談援助 	<ul style="list-style-type: none"> 園長、所長を補佐して園、所運営を推進する力 関係法令の理解 諸帳簿の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 中堅職員・若手職員への助言・指導 学年主任への支援 職場の課題解決手法の実践 	県教委・県総合教育センター・県保育協議会・市教育研究所・各種研究団体等主催の研修会	園長・所長合同研修 (2回)						副所長・教頭・主任合同研修 (1回)	人権教育研修・健康指導管理研修・保育内容研修・障害児保育・特別支援教育研修・ 幼小連携研修・普通救命講習・乳児保育研修・遊具点検研修・SIDS研修・	保育研究・事例研究・人権教育・乳児保育の理解と実践・特別支援教育・個人情報管理・ 保育指導計画、指導案の作成・諸帳簿の記入と管理・保護者と地域の連携・保健安全指導・接遇・教材研究	保育技術スキルアップ・教材開発・情報収集									
総括保育士 15年以上経験者	<ul style="list-style-type: none"> 緊急手当等緊急時の対応 特別な支援を必要とする子どもへの対応 記録のとり方と活かし方 保育計画・指導計画に基づく保育実践 保育技術の向上 乳幼児を総合的に指導する力 乳幼児理解に基づく環境構成 指導計画の立案 	<ul style="list-style-type: none"> 新任職員への助言・指導 園・所全体の行事および教育・保育活動の理解 個人情報保護の理解 研修の意義についての理解 職員会議についての理解 組織における役割や連携の理解 職務規定、職場のルールへの理解 社会人としてのマナー 	幼稚園10年経験者研修(5日)												主任保育士研修会(1回)	新採保育士研修(7回)	幼保新採人権研修(3回)	新採幼稚園教員研修(7日)	保育技術スキルアップ・教材開発・情報収集				
副総括保育士 10年以上経験者	<ul style="list-style-type: none"> 学級経営を視野に入れた経営資質 学級経営の基礎的、基本的事項の理解と実践 	新任職員への助言・指導 園・所全体の行事および教育・保育活動の理解 個人情報保護の理解 研修の意義についての理解 職員会議についての理解 組織における役割や連携の理解 職務規定、職場のルールへの理解 社会人としてのマナー	新採幼稚園教員研修(6日)												新採保育士研修(2回)					新採保育士研修(7回)	幼保新採人権研修(3回)	新採幼稚園教員研修(7日)	保育技術スキルアップ・教材開発・情報収集
2~9年経験者	<ul style="list-style-type: none"> 学級経営を視野に入れた経営資質 学級経営の基礎的、基本的事項の理解と実践 	新任職員への助言・指導 園・所全体の行事および教育・保育活動の理解 個人情報保護の理解 研修の意義についての理解 職員会議についての理解 組織における役割や連携の理解 職務規定、職場のルールへの理解 社会人としてのマナー	新採幼稚園教員研修(6日)												新採保育士研修(2回)								
初任者	<ul style="list-style-type: none"> 学級経営を視野に入れた経営資質 学級経営の基礎的、基本的事項の理解と実践 	新任職員への助言・指導 園・所全体の行事および教育・保育活動の理解 個人情報保護の理解 研修の意義についての理解 職員会議についての理解 組織における役割や連携の理解 職務規定、職場のルールへの理解 社会人としてのマナー	新採幼稚園教員研修(6日)			新採保育士研修(2回)	新採保育士研修(7回)	幼保新採人権研修(3回)	新採幼稚園教員研修(7日)	保育技術スキルアップ・教材開発・情報収集													